



平成24年7月23日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 守谷隆志
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室
電話番号 03-5786-3900

当社子会社による執行異議の申立てに関するお知らせ

当社の子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾート（以下「SPR社」という）は、本日、静岡地方裁判所沼津支部に対して、競売開始決定に対する執行異議の申立てをいたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 競売開始決定に対する執行異議

(1) 執行異議を申立てた裁判所及び年月日

申立てた裁判所	静岡地方裁判所沼津支部
申立てた年月日	平成24年7月23日

(2) 執行異議の概要と申立てをするに至った経緯

平成24年5月21日付「当社子会社保有不動産の競売開始決定通知に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、株式会社ケプラム（東京都新宿区、代表取締役：木村竹志、以下「ケプラム社」という）は、SPR社が静岡県伊東市に保有する伊豆シャボテン公園・伊豆ぐらんぱる公園等の土地・建物（以下「対象不動産」という）に対して競売を申立てております。

一般的に不動産の競売は、債権者の申立てを受け、所轄裁判所の『形式的審査』により開始決定をいたします。

今般、SPR社は、『実体上の事由』として抵当権は不存在であると考え、競売の執行裁判所である静岡地方裁判所沼津支部に対して、競売開始決定に対する執行異議の申立てを行いました。

なお、平成24年6月29日付「当社子会社による根抵当権設定登記抹消に関する訴訟の提起に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、SPR社は、ケプラム社に対して、同裁判所において、根抵当権設定登記の抹消登記手続きに関する訴訟（静岡地方裁判所沼津支部平成24年（ワ）第363号根抵当権設定登記抹消登記等請求事件、以下「本訴」という）の提起をしております。

(3) 執行異議の申立ての理由

SPR社は、対象不動産に付された根抵当権の被担保債権は時効により消滅しており、また平成24年4月13日のヘラルドトレーダーズ株式会社（東京都世田谷区、代表取締役：趙裕燦、以下「ヘラルド社」という）とケプラム社の和解により、ヘラルド社がケプラム社に対して追認した債権譲渡は無効であるため、ケプラム社は根抵当権を有していないと考えております。

そのため形式上、根抵当権の登記名義を有するケプラム社による根抵当権の実行は、信義則に反するものであり、対象不動産についての担保不動産競売開始決定は違法なものであると考えております。

2. 今後の見通し

S P R社は、今般の競売の不当・不法性が明らかであると認識しており、S P R社の正当性を主張し、競売停止に向けて取り組んでまいります。今後、競売停止の仮処分申立てをするなど、本訴及び執行異議の進捗に応じて、必要な開示事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

今般の競売が報道されて以降、当社及びS P R社に対して、株主様、当社施設をご利用のお客様、取引業者様、伊東市及び伊豆半島にお住まいの地域住民の皆様から多くの励ましの声をいただいております。当社グループと致しましては改めて深謝するとともに、引き続き、一人でも多くのお客様に喜んでいただくため、伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園、伊豆四季の花公園、伊豆海洋公園ダイビングセンター、伊豆高原旅の駅ぐらんぱるぽーとなど当社グループに関わる全てのステークホルダーの皆さまに貢献してまいります。

なお、執行異議の申立てによる当期の業績に対する影響は、現在精査中であり、確定次第、速やかに開示いたします。

以 上